

短期入所生活介護（ショートステイ）
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
重要事項説明書

シオンの里

社会福祉法人 京都基督教福祉会

ショートステイ シオンの里

当施設（事業所）は、介護保険の指定を受けています。
（指定事業者番号 京都府 第2674000191号）

当施設は契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

・・・・・・・・・・・・・・・・	目	次	・・・・・・・・・・・・・・・・
1	事業者	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	ご利用施設（事業所）の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	職員の体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	当施設が提供するサービスの概要と利用料金	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	当施設の苦情の受付	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	非常火災時の対策	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	事故発生時の対応	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	当施設ご利用のご留意	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	<サービス利用書>	・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1. 事業者

- (1) 法人所在地 京都市西京区榎原百々ヶ池3番地
(2) 法人名 社会福祉法人 京都基督教福祉会
(3) 代表者 理事長 中江 潤

2. ご利用施設（事業所）の概要

(1) 事業所の種類

短期入所生活介護 指定日 平成12年5月17日
介護予防短期入所生活介護 指定日 平成18年4月1日
介護保険指定番号 2674000191号

(2) 事業の目的

要介護状態等にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 ショートステイ シオンの里

(4) 施設（事業所）の所在地 〒615-8158 京都市西京区榎原秤谷町21番地の2

(5) 管理者名 施設長 村上 幸子

(6) 電話番号 (075)-382-5551
FAX番号 (075)-382-5100

(7) 事業所の運営方針

事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 施設の開設年月 平成12年5月17日

(9) 営業日 年中無休

(10) 受付時間 平日・土日 9時～17時45分

(11) 利用定員 6名

(12) 敷地及び建物 敷地 3346.21㎡
建物 構造 鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積 3,189.48㎡

(13) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	28室	洗面台 脱臭機 エアコン タンス完備
4人部屋	7室	洗面台 脱臭機 エアコン タンス完備
合計	35室	
食堂	6室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒 マットラットホーム ハイパッカー-中型 (ホットパック中・小) (デイサービスと併設)
浴室	3室	一般浴(個風呂)、機械浴(寝台浴)
医務室	1室	医療法第7条第1項の規定による 医務・看護室

※ 上記は厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、契約者に特別にご負担いただく費用はありません。(診療を除く)

3. 職員の体制

① 主な職員の配置状況

職種	実数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	30名	17名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	2名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	1名（嘱託医）	1名
7. 栄養士	1名（管理栄養士）	1名

* 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

② 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
施設長（管理者）	日勤（9:00～18:00）
生活相談員	日勤（9:00～18:00）
介護職員	早出（06:45～15:45） 日勤（9:00～18:00） 遅出（12:55～21:55） 夜勤（21:50～07:50） ＊原則として職員1名あたりご利用者3名のお世話をします。 夜勤は特別養護老人ホームと一体で2名以上です。
看護職員	日勤（9:00～18:00）
栄養士	日勤（9:00～18:00）
介護支援専門員	日勤（9:00～18:00）
医師（内科医）	週2日（火及び金曜日）（14:00～16:00）

4 当施設が提供するサービスの概要と利用料

① 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険・介護予防給付サービス）

種 類	内 容
食事の介助	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとって頂けるように配慮します。ご利用者様の状況に応じ、居室配膳等も行います。 （食事時間） 朝食 8:00～9:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
入浴の介助	入浴又は清拭を週2回行います。座位のとれない方は、特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
排泄の介助	契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
着替え等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。

② 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 （介護保険・介護予防給付外サービス）

種 類	内 容	利 用 料
特別な送迎	当施設の事業実施区域外の方で、送迎を希望される場合。	サービス 利用書
食材料費	入居者に提供する食事の材料の費用です。	
趣好品代	お酒、契約者が希望される飲み物	
理・美容	出張による理髪サービスをご利用いただけます。	

5 当施設の苦情受付

(1) 当施設における苦情やご相談は下記の窓口でお受け致します。

• 苦情受付窓口

担当者(職名) 新山優香里(生活相談員)

• 電話番号 (075)-382-5551 FAX番号 (075)-382-5577

• 受付時間 24時間受け付けております。

また、玄関カウンターに苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員 ①民谷 渉(弁護士) 連絡先(075)-241-2244

②田中 都志子(元法人保育士) 連絡先(075)-381-7333

(3) 当施設、第三者委員以外に、下記の窓口でも苦情を受け付けております。

• 西京区役所(保健福祉センター 健康長寿推進課) 連絡先 (075)-381-7643

• 西京区洛西支所(保健福祉センター 健康長寿推進課) 連絡先 (075)-332-8140

• 保険団体連合会(苦情相談受付) 連絡先 (075)-354-9090

• 京都府社協福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 (075)-252-2152

6 非常災害時の対策

非常時の対応 災害時避難計画により、契約者の避難誘導や災害通報、初期防災に努める。

近隣との協力 同一法人下にある京都保育福祉専門学院・洛西愛育園を避難先としての受け入れを依頼する。近隣学区の消防署と連携がとれている。

防災設備 スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常火災通報装置、消火器、防火戸、防火シャッター

消防計画等 防火管理規程の定めに基づきます。

7 事故発生時の対応

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、主治医、京都府、区役所、支所福祉介護課などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

項目	留意事項
ご持参頂くもの	別紙参照
持ち込めないもの	生きもの、大型家具、火災・傷病等発生のおそれがあるもの
施設利用上の注意	他の契約者との人間関係に留意して下さい。問題があれば職員にご相談下さい。
所持金・品の管理	原則 契約者の責任とします。持ち込みは必要最小限にして下さい。
喫煙	施設内は全館禁煙です。
迷惑行為等	疾病による場合を除き、飲食・薬物による迷惑行為、宗教・政治・営利活動等の禁止行為をされた場合は退居を求めます。
緊急時の医療	主治医、協力医療機関について職員にご相談下さい。
緊急時の連絡先	平常の連絡先(利用申請書に記載された連絡先)と異なる場合は、氏名、本人との関係、住所、電話番号を必ず、職員にお伝え下さい。